

## はじめに

- ・ ナッジを提唱するシカゴ大学のリチャード・セイラー教授が2017年にノーベル経済学賞を受賞するなど、ナッジをはじめとして「行動科学の知見の活用」が注目を集めています。政府や地方公共団体等の公共部門においては、行動科学の知見（いわゆる「行動インサイト」）の活用は、規制的手法(法律等)、経済的手法(税・補助金等)、そして情報的手法(普及啓発・情報提供等)といった伝統的な政策手法を補完する新たな政策手法の位置付けでとらえられるようになってきました。また、公共部門のみならず、民間企業が行動科学の手法を取り入れたり、学術的な研究が幅広く行われるようになったりするなど、行動インサイトを活用する機運が様々な分野で高まっています。
- ・ ナッジを含む行動インサイトの活用は、環境・エネルギー、健康・医療、教育、徴税、行政の効率改善、働き方改革、差別撤廃、SDGs（国連持続可能な開発目標）等の様々な社会課題の解決に適用し得るものとして、英国や米国をはじめ、地球規模で着目されています。OECD（経済協力開発機構）によれば、欧州・米国・豪州を中心に、世界で200を超える組織・機関が公共政策に行動インサイトを活用しています。いまや行動インサイトは、行動に起因する社会課題の解決に当たり、政策オプションの1つとして検討すべきものであるという考えが国際的な潮流にまでなっています（検討の結果、行動インサイトを用いないという結論もあり得ますが、政策立案の過程で少なくとも検討が求められるものです）。日本では、ナッジを含む行動インサイトに基づく取組が政策として、また、民間に早期に社会実装され、自立的に普及することを目的に、日本版ナッジ・ユニット（BEST）が環境省のイニシアチブの下、2017年4月に発足し、これまで3年以上に渡り活発な活動を続けています。

## ナッジとは

- ・ ナッジ(英語 nudge)とは、「そっと後押しする」という意味で、セイラー教授とハーバード大学のキャス・サンスティーン教授は、2008年に著書の中で「選択を禁じることも、経済的なインセンティブを大きく変えることもなく、人々の行動を予測可能な形で変える選択アーキテクチャーのあらゆる要素」と定義しています。
- ・ ここで、「選択を禁じることもなく」とは規制や強制ではなく、選択の自由は残すことを意味します。
- ・ 「経済的なインセンティブを大きく変えることもなく」とは、税制や補助金のように経済インセンティブを大きく変えるものではないことを意味します。もともとある経済インセンティブの説明の表現を変えるもの（経済インセンティブの大小の変更のないもの）や、少額の節約やポイントなど経済

インセンティブを比較的小さく変えるものは除外されていませんが、特定の行動が促されるのに必要なインセンティブの大小は個人によって異なり得るものであり、その受け止め方にも個人差があるため、大小のみでは一様に言えません。省エネルギーを例にとると、セイラー教授らは、年間で数千円から数万円相当の金額の損失の提示をナッジとして扱っており、節約をする動機づけとして、この範囲の金額であればナッジに該当し得ると考えることができます。

- ・ 「人々の行動を予測可能な形で変える」とは、行動科学の知見や理論に基づいて、ということを端的に表したものです。行動科学とは、行動経済学、心理学、社会学、認知科学、脳神経科学等の行動に関する自然・人文・社会科学の総称 (behavioral sciences) です。
- ・ 「選択アーキテクチャー」とは、人々が選択し、意思決定する際の「環境」のことで、自発的に「合理的」な意思決定をさせるための環境をどうデザインするかが重要となります。
- ・ その後セイラー教授は2018年に、ナッジを通じて選択アーキテクチャーを改善することで、選択肢を制限することなしに人々が賢い選択をできるようになるとしています。そして、「自分自身にとってより良い選択ができるように人々を手助けすること」が目的であるとしており、このような「良いナッジ」を推奨しています。
- ・ セイラー教授はまた、賢い意思決定や向社会的行動を難しくするような「悪いナッジ」を「スラッジ (英語 sludge:へドロ、汚泥)」と名付け、公共部門・民間部門を問わずスラッジを一掃するよう働きかけています。

### 「ナッジ倫理」の必要性

- ・ 公共部門において求められるナッジとは、2008年に提唱された元来のナッジの定義を満たすだけでなく、こうした「良いナッジ」であることは言うまでもありません。
- ・ ナッジをはじめとした行動インサイトの活用は、人々の生活に介入し、行動様式に影響を及ぼすことがあります。従って、その活用に携わる人は、法令の定めるところに加え、高い倫理性が求められるものです。
- ・ ここで、高い倫理性とは、真摯な態度を持ち、全ての人の基本的人権を尊重するとともに、生命に対する尊厳に敬意を払って、心身の安全に責任を持ち、ナッジ等の対象者のみならず、周囲の人々や社会全体にとって不利益をもたらさないように努めることを意味します。

### 本チェックリストの位置付け

日本版ナッジ・ユニット (BEST) に設置されたナッジ倫理委員会は、こうした基本的な考え方を踏

まえ、ナッジを含む行動インサイトの活用にあたり、令和元年度に作成した「ナッジ等の行動インサイトの活用に関わる倫理チェックリスト ①調査・研究編」に続き、社会実装時の際に自ら参考にすることができるよう「ナッジ等の行動インサイトの活用に関わる倫理チェックリスト ②社会実装編」を作成しました。

- ・ ただし、これらのチェックリストを満たせば倫理面において十分というわけではありません。行動インサイトは、様々な学問領域や幅広い分野に適用され得るものであり、行動インサイトを活用しようとする当事者が、自らの責任と自覚を持って、主体的に倫理遵守のあり方を考える必要があります。例えば、侵襲的な研究や医学研究を行う場合には、「①調査・研究編」に加え、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省）を追加で参照することなどが考えられます。
- ・ また、これらのチェックリストによる倫理的な側面からの確認だけでなく、活用しようとするナッジを含む行動インサイトの内容や機能するメカニズムについてあらかじめ確認することも重要です。
- ・ これらのチェックリストは、公益社団法人日本心理学会倫理規程や OECD の The BASIC Toolkit、セイラー教授やサンスティーン教授等の著書や論文などを参考としながら、我が国での行動インサイトの活用に適したものにしようとする独自の視点で作成しています。そして、行動インサイトの適用範囲の拡大や深化、事例の積み重ね、社会的状況の変化等に応じて改訂されることがあり得ます。

## 用語の定義

- ・ 調査・研究  
本チェックリストでは、ランダム化比較試験（RCT）等の評価手法を用いて、ナッジ等の行動インサイトの活用による取組の有効性について調査したり研究したりすることをいう。
- ・ 社会実装  
本チェックリストでは、ナッジ等の行動インサイトを活用した政策・施策や製品・サービスを実社会に適用することをいう。
- ・ 個人情報  
本チェックリストでいう個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）で定義される個人情報に準ずる。具体的には、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、または、個人識別符号が含まれるものを指す。
- ・ 仮名化  
個人情報を他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工すること。

## チェックリスト

当てはまるものはチェックボックスに✓を入れてください。

注意：原則として、本チェックリストのいずれの項目についても社会実装開始時までにチェック内容を満たしていることが求められますが、満たさない項目がある場合には、満たさない場合であっても社会実装をすることの合理的な理由を説明できるようにしておく必要があります。

No	チェック項目	チェック内容	✓
<b>A. ナッジの定義の理解と実施能力</b>			
1	ナッジの定義の理解と実施能力	・ナッジの定義やその意味するところを正しく理解し、ナッジを含む行動インサイトに基づく取組の社会実装（以下「社会実装」）を計画し、実施する能力を有していますか。	
<b>B. 社会実装の体制の整備</b>			
2	社会実装の実施責任者	・社会実装の計画・実施に当たり、社会実装を統括し、権限及び責任を有する実施責任者を選定していますか。	
3	社会実装実施中の問題への対処	・社会実装実施中に起きる予期しない様々な問題に対して、解決のために取り組む準備ができていますか。	
4	問合せ対応と情報開示	・社会実装実施中及び終了後の問合せ対応や情報開示を行うための体制や手続きを整えていますか。	
5	否定的な結果の隠匿の回避	・社会実装の結果が、社会実装の資金や機会を提供する機関・組織の方針、社会実装の目的や期待される効果、社会実装実施者の利益等に反するものであっても、その結果を隠匿することのないような体制や手続きを整えていますか。	
6	データの改ざん、捏造等の禁止	・データの改ざんや捏造、恣意的なデータ削除、データ分析の手続き等について虚偽の記載等を防止するためのチェック体制や手続きを整えていますか。	
7	社会実装で得られる情報の管理	・社会実装で得られる情報は、紛失、漏洩、取り違い等を防ぐための体制や規程等を整えていますか。 ・社会実装で得られる情報の管理者の異動に際しても、当該情報とともに管理責任が滞りなく委譲されるようなシステムを構築するなど、体制や手続きを整えていますか。	

C. 計画・実施時に遵守すべき事項		
8	社会実装の目的の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会実装の目的は、社会的な意義があり、不当なものではなく、また、社会や対象者の多くに受け入れられるものですか。</li> <li>・社会実装の目的は、社会の利益や多くの対象者の価値観や利益に沿ったものですか。</li> </ul>
9	社会実装の手法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会実装の手法が、不当なものではないことを確認していますか。</li> <li>・対象者に不利益や過度な不快感を与えないこと、過度な負担を強いることがないことを確認していますか。</li> <li>・対象者に情報を提供する場合、対象者が合理的な判断ができるような適切な情報であることを確認していますか。</li> <li>・対象者に与える不利益や不快感、負担等がより少なく、同様の効果が得られる手法について検討しましたか。</li> <li>・対象者に提供する情報やインセンティブ等について、合理的な範囲を超えて対象者間で差が生じないことを確認していますか。</li> </ul>
10	社会実装の効果の事前確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会実装する取組の予想される効果を次の①または②の方法により事前に確認・検討していますか。（チェック内容を満たす場合にはチェックに加え、該当する番号もチェック欄に記載）</li> <li>① 調査・研究（他者の実施事例の調査を含む）を経て確認している</li> <li>② 具体的なエビデンスはないが、社会的に存在する事実から合理的に想定される結果について適切に検討を行っている</li> </ul>
11	対象者の心身の安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者が社会実装する取組によって、心身の問題や対人関係上の問題等を含め、不利益を被らないように対処していますか。</li> </ul>
12	対象者の人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の人権を尊重していますか。特に、年齢、性別、人種、信条、社会的立場等による偏見や差別が生じないように対処していますか。</li> </ul>
13	対象者のプライバシーの保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会実装の実施に当たり、対象者のプライバシーが保護されるように対処していますか。</li> </ul>
14	対象者の不利益の回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者及びその関係者に何らかの不利益が生じる可能性について考慮し、不利益が生じた場合や、その可能性が高い場合には、社会実装の継続の適否も含め、直ちに対処するようにしていますか。</li> </ul>

15	個人情報の収集と保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集する個人情報は、社会実装の実施上不可欠なものに限定して、それ以外の個人情報は収集しないように対処していますか。</li> <li>・収集する個人情報は、利用する主体・利用の目的・利用の方法・管理・処分に関して、可能な限りにおいて、対象者から同意を得るようにしていますか。</li> <li>・収集する個人情報は、関連する法律等に則り、保護・管理を厳重に行う体制や手続きを整えていますか。また、適切なタイミングで廃棄することとしていますか。</li> <li>・対象者へは、各人自身の情報にアクセスする権利があることを説明し、その権利を行使できることを保証していますか。</li> </ul>	
16	肖像権の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者を含む画像や映像等を利用する場合、対象者の肖像権の保護に対処していますか。</li> </ul>	
17	取組の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者に対し、社会実装を実施する前に、社会実装する取組について十分な説明、通知または公表を行っていますか。</li> </ul>	
18	社会実装計画の中止・変更に伴う手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ない理由で社会実装を中止または変更する場合、合理的かつ十分な範囲で、対象者等の利害関係者に中止や変更の内容を速やかに説明する体制や手続きを整えていますか。</li> </ul>	
D. 社会実装終了後に遵守すべき事項			
19	データの正確性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会実装の結果のデータは、誤りがないよう正確性の確保に努めることとしていますか。特に、文中や図表の数値の表示には正確さを期すこととしていますか。</li> </ul>	
20	社会実装で得られる情報の廃棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令や社会実装実施者の組織の規程に従って、社会実装で得られる情報の廃棄を行うこととしていますか。</li> </ul>	
21	社会実装の終了の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会実装の終了にあたり、合理的かつ十分な範囲で、対象者に対して社会実装に関する説明を行い、正確な理解を得てもらえるように体制や手続きを整えていますか。</li> </ul>	
22	社会実装の結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者に対して、社会実装の結果の報告を、合理的に十分な範囲で可能な限り提供する用意をしていますか。</li> </ul>	
23	社会実装の結果を公表する際の不適切な内容への対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会実装の結果を公表する際に、対象者にとって不適切と思われる内容（※）が含まれないようにする体制や手続きを整えていますか。</li> </ul> <p>（※）例えば対象者のプライバシー等の公表が不適切と思われる内容</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会実装の結果を公表する際、対象者に不利益が生じないように対処することとしていますか。特に、社会実装の結果を公表する際、対象者や周囲の人々、または団体や組織名等が特定できる情報は、匿名化や仮名化するなどの工夫をすることとしていますか。</li> <li>・上記にも関わらず対象者に不利益が生じてしまった場合、的確に対応することとしていますか。例えば、社会実装の結果を公表した後に、対象者から不適切と思われる内容が含まれていることを指摘された場合、対象者との話し合い等の方法で解決するように対処することとしていますか。</li> </ul>	
--	--	---	--